

## 募集等に係る株式等の顧客への配分に係る基本方針

最終改正：平成 24 年 9 月 1 日

むさし証券株式会社

1. 当社は、募集若しくは売出し（「株式等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則」第 1 条に規定する「売出し」をいう。以下同じ。）の取扱い又は売出し（以下「募集等」といいます。）に係る株式等のお客様への配分において、お客様の多様な運用のニーズを的確に捉え、マーケットメカニズムに応じつつ適切かつ多様な商品を提供することを旨として業務を行っております。
2. 株式等の配分を行うに際して、当社はあらかじめお客様の需要動向の把握に努め、適切な募集等の取扱いを行うとともに、公平かつ公正な配分に努めることを基本方針としております。
3. 当社では、次に掲げる方針に従って、募集等に係る株式等のお客様への配分を行います。なお、機関投資家のお客様につきましては、需要への参加状況などを考慮のうえ、適切な配分を心掛けております。

### (1) 新規公開株の抽選による配分

新規公開株の個人等のお客様への配分は、配分の機会を公平に提供するため、原則として一定割合について抽選により配分先を決定いたします。

個人等とは、機関投資家を除く当社に口座開設を行っているお客様を言います。

新規公開株の抽選は、次の要領で行います。

- ① 抽選は、ブックビルディング期間中に当社抽選口に行われた需要申告又は配分の申込みの個人等のお客様からのものを対象に、抽選日に当社が行います。  
この場合、配分する数量のうち、個人等のお客様への配分予定数量の 10% 以上を当該抽選に付することといたします。なお、できるだけ多くのお客様に配分が行われるよう、原則、一のお客様への当選数量は最低単元株数としておりますが、最低単元株数の取得金額見込額、需要の積み上がり状況、市場環境の変化等を鑑みて、配分数量の単元株数を変更することがあります。
- ② 抽選にあたっては、抽選となる需要申告又は配分の申込みに番号を付し、その番号を対象に抽選を行います。
- ③ 抽選の結果、当選しなかった場合、当選されても購入のお申し込みがなかった場合は、原則として当該申込の効力はなくなったものとみなします。
- ④ 抽選に当選されたお客様には、抽選日から翌営業日にかけて、当選の旨及び払込みの要領を、対面取引のお客様につきましては電話等で、トレジャーネットのお客様につきましては、メール等でお知らせいたします。当選されなかったお客様には、その旨のご連絡はいたしませんので、あらかじめご了承ください。

- ⑤ 抽選は、次に掲げるような場合には、その割合を引き下げること又は抽選による配分を採用しない若しくは中止することがございますので、あらかじめご了承ください。
- イ. ブックビルディングの需要が積み上がらない場合
  - ロ. 抽選の申込み数量が当社における抽選数量に満たない場合
  - ハ. 抽選を行う数量が5単位に満たない場合
  - ニ. その他合理的な理由がある場合

(2) 新規公開株のお取引実績とお預り資産に応じた抽選による配分

ブックビルディング期間中に需要申告をなされ、前項(1)において当選されなかった対面取引のお客様を対象に、10%以上を下記の通りお取引実績やお預り資産に応じて当選確率変動する方式で抽選を行い、配分先を決定することといたします。一のお客様への当選数量は、1単位当たりの投資金額や市場環境の変化などにより変更されることがあります。

- ① 下記の計算対象期間の株式等手数料累計が5万円以上または平均お預り資産が100万円以上のお客様につきましては抽選権利1単位を付与いたします。
- ② 下記の計算対象期間の株式等手数料累計が30万円以上かつ平均お預り資産が200万円以上のお客様につきましては抽選権利2単位を付与いたします。
- ③ 下記の計算対象期間の株式等手数料累計が500万円以上かつ平均お預り資産が1000万円以上のお客様につきましては抽選権利3単位を付与いたします。

※ 株式等手数料は、現物・信用株式取引、株式先物取引、株価オプション取引の手数料の合計とします。

※ お預り資産は、該当する月末現在のお預り金、信用保証金、先物・オプション取引証拠金、お預り株式の時価総額の合計額の6ヶ月平均額とします。

計算対象期間と適用期間

計算対象期間		適用期間	
毎年	3月～8月末	毎年	10月～12月末
毎年	6月～11月末	毎年	1月～3月末
毎年	9月～2月末	毎年	4月～6月末
毎年	12月～5月末	毎年	7月～9月末

- ④ 上記以外に、ブックビルディング期間中に需要申告をなされる時点で、有価証券のお預りが500万円以上のお客様につきましては抽選権利1単位を付与いたします。

(3) 新規公開株の前項(1)、(2)以外の配分

ブックビルディング期間中に需要申告をなされたお客様のニーズを的確に捉え、対面取引のお客様を対象に原則として、次に掲げる基準を総合的に勘案した上で、営業部において公平かつ公正に配分いたします。

- ① 株式投資のご経験があり、新規公開株等への投資知識が十分であること。
- ② お客様の投資方針等に即していること。
- ③ 継続的に当社とお取引をなされていること。または、今後当社とのお取引の拡大が望めること。

- ④ 当社とのお取引状況やお客様の金融資産等から適合性の原則に即していること。
- ⑤ 過去の配分を勘案し過度に集中していないこと。

(4) 新規公開株以外の配分

既公開会社による株式の募集等の配分につきましては、お客様のニーズを的確に勘案した上で、過去の取引の状況や預かり資産等を勘案し配分することとしております。  
なお、トレジャーネット取引のお客様への抽選配分を行うこともあります。

- 4. 当社は、過度な集中配分及び不公正な配分とならないよう、抽選によらない新規公開株の配分は、原則一のお客様につき年間（4月～翌年3月まで）5回を上限としております。但し、1単元当たりの投資金額や市場環境の変化などにより変更されることがあります。
- 5. 需要申告又は配分の申込みは、お取引営業店において対面又はお電話でお受けいたします。なお、トレジャーネット取引のお客様の申込はログイン画面からのみとします。電話・FAXやメール等での受付はいたしません。
- 6. 需要申告の受付期間、受付方法、仮条件等、各新規公開案件における具体的なブックビルディングの要領については、各案件の発行会社が作成する有価証券届出書及び目論見書に記載されます。また、当社が取扱う各新規公開案件の情報は、ブックビルディング開始から申込期間終了までの間、当社のホームページや営業部店においてお知らせいたします。
- 7. 個別事案について、基本方針と異なる方針でブックビルディング又は配分を行う場合は、その変更内容を当社のホームページや営業部店においてお知らせいたします。
- 8. 当社におきましては、顧客の損失を補填し又は利益を追加する目的での株式等の配分を行わない等、金融商品取引法や自主規制団体の規則を遵守することはもとより、①発行会社が指定する者、②当社の役職員、③当社に対して特定の利便を与える等、社会的に不公平感を生じせしめる者、④暴力団員及び暴力団関係者、いわゆる総会屋等社会的公益に反する行為をなす者への配分を行わないこと、⑤増資発表後、新株等の発行価格決定までの間に空売り規制を行なった者への配分を行わないこと、⑥同一顧客への過度な集中配分を行うこと、更に⑦他商品の購入等を条件に配分を行う等の不正な配分を行わないなど、その配分のあり方について社内規則に明記し遵守に努める所存です。  
なお、需要申告及び配分の申込がこれらに該当するお客様からのものであることが判明した場合、その申告又は申込みはお受けいたしません。
- 9. 以上のような配分の基本方針に基づき、公正な配分を通じて証券市場の発展に寄与していくことが、当社の使命であると考えております。

以上